

子どもの事故等の防止に向けた平成 30 年度の取組について

平成 30 年 3 月 27 日

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議決定

内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省、

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

I これまでの取組

我が国では、窒息や溺水、転落を始めとする事故等によって、14 歳以下の子どもが毎年 300 人ほど亡くなっている。それに加え、死亡にまで至らない様々な子供の事故が発生している。こうした子どもの事故を防止するためには、

- ・ 保護者等の事故防止意識を高めるための、周知啓発活動を効果的に実施
- ・ 教育保育施設等の関係者による事故防止の取組
- ・ 子どもの事故防止に配慮された安全な製品の普及

等に、関係府省庁が連携し、総合的に取組む必要がある。そこで、平成 28 年 6 月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、「子どもを事故から守る！プロジェクト」（消費者基本計画 平成 27 年 3 月 24 日閣議決定に基づくもの）を推進してきた。

平成 29 年度においては、関係府省庁が連携した取組の成果として、「子どもの事故防止週間」（平成 29 年 5 月 22 日～28 日）の実施、関係府省庁 SNS の連携による情報発信能力の強化等がある。（別紙 参考 1. 参照）

II 平成 30 年度の取組計画

平成 30 年度は以下の取組を実施し、関係府省庁間の連携を強化し、子どもの事故防止に向けた取組を推進する。

（1）平成 30 年度「子どもの事故防止週間」

- ①実施期間：平成 30 年 5 月 21 日（月）～5 月 27 日（日）
- ②実施主体：子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議（事務局：消費者庁）
- ③取組内容：テーマについて、関係府省庁で連携し、集中的な広報活動を実施
- ④取組対象：子どもの保護者、教育保育関係者、及び子ども本人 等

⑤テーマ：

外出する機会が増える初夏～夏期を迎え、外出時の子どもの事故防止を呼びかける
＜水の事故（溺水等）＞

- ・未就学児、就学児を問わず、屋外（海、川、プール、湖沼池、用水路等）での水の事故は、初夏～盛夏期に多く発生している

＜子どもを乗せた幼児用座席付自転車の事故（転倒等）＞

- ・未就学児を乗せて使用中の転倒等の事故発生が、4月頃から夏期にかけて増加している

（2）広報面における、関係府省庁間での連携推進 （別紙 参考2. 参照）

①広報の取組等の関係府省庁間の情報共有（平成30年4月～消費者庁、関係府省庁）
事務局（消費者庁）が四半期に1回程度、関係府省庁に対して、子どもの事故防止に資する情報提供依頼を行い、情報を集約し関係府省庁と共有する

②SNS やホームページ上の情報発信と関係府省庁間の連携（リツイートやリンク）
（通年 関係府省庁）

①で集約した情報などを活用し、関係府省庁間でTwitterのリツイート、ホームページのリンクを進め、幅広くより多くの国民へ向けて直接的な情報発信を行う

③「子どもを事故から守る！プロジェクトウェブサイト」の全面改訂
（平成30年5月～順次、消費者庁、関係府省庁）

- 1) ①で集約した情報などを活用し、関係府省庁の取組や公表情報、自治体他、各団体の取組を紹介
- 2) 関係府省庁間に点在している事故情報を、消費者や関係者、報道機関などが、一覧しやすいように、順次掲載

（3）子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の開催（別紙 参考3. 参照）

「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）に基づき、平成31年度まで、年2回程度会議を開催する

連絡会議では、関係府省庁の取組実施状況等について共有を図り、関係府省庁間の連携の検討の場とする

別紙

参考 1.

平成 29 年度に実施した、関係府省庁の主な子どもの事故防止に向けた取組 * 1

* 1. 主な取組（関連する非営利団体を含む）を記載。月日の記載がない場合は、平成 28 年度以前から継続している取組

(1) 保護者等の事故防止意識を高めるための啓発活動

① 「子どもの事故防止週間」（平成 29 年 5 月 22 日～28 日）の実施

（実施主体 子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議）

テーマ：「外出時の子どもの事故に気を付けて、安全にお出かけを楽しみましょう！」

＜海、川、プールでは安全に遊びましょう＞

＜公園等の遊具は安全に正しく使いましょう＞

＜外出時に使用する乳幼児向け製品等は、安全に正しく使いましょう＞

② 個別事故テーマの注意喚起記者公表

- ・「屋外の製品事故から子どもを守りましょう」（平成 29 年 6 月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 NITE）
- ・「海の事故ゼロキャンペーン」（平成 29 年 7 月 海上保安庁）
- ・「0～1 歳児の大人用ベッドからの転落事故」（平成 29 年 11 月 消費者庁） 等

③ SNS、メール、ホームページでの消費者への直接的な情報発信

- ・子どもを事故から守る！Twitter（平成 29 年 4 月～消費者庁）、子ども安全メール（消費者庁）、その他 首相官邸 LINE の活用（平成 30 年 1 月～消費者庁）
- ・内閣府子ども・子育て本部 Twitter（内閣府）
- ・海上保安庁 Twitter（海上保安庁）
- ・Twitter による事故防止の情報発信について、府省庁間でリツイート等の周知連携（関係府省庁）
- ・ホームページでの事故防止の情報発信について、府省庁間でリンク等の周知連携（関係府省庁） 等

④ 啓発資料による周知活動

- ・母子健康手帳（通年 厚生労働省）
- ・子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック（平成 29 年 4 月～消費者庁）
- ・救急事故防止リーフレット乳幼児編（総務省消防庁）
- ・海で安全に楽しむために（海上保安庁） 等

(2) 教育・保育施設等の関係者による取組

①保育所、幼稚園、こども園

- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ・「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」（同上） 等

②保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校

- ・「災害共済給付制度を通じて得られた情報を活用した事故防止の取組」（文部科学省、独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・学校安全ナビ、スポーツ事故防止ハンドブック等の啓発資料の活用（文部科学省、日本スポーツ振興センター） 等

(3) 子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及

- ・PSC マーク等、消費生活用製品安全法による規制（経済産業省）
- ・キッズデザインの取組の周知、キッズデザイン賞受賞製品の普及（経済産業省、消費者庁、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会）
- ・安全に配慮された製品の機能や各種マーク（事業者団体の任意の安全基準に適合した製品に付けられるマーク）の紹介（関係府省庁） 等

(4) 収集された事故情報の公表

- ・特定教育・保育施設等における事故情報データベース（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ・製品評価技術基盤機構（NITE）事故情報データベース（経済産業省、NITE）
- ・学校事故事例検索データベース（文部科学省、日本スポーツ振興センター）
- ・海の事故情報（海上保安庁）
- ・海、川、山の事故情報（警察庁）
- ・事故情報データバンク（消費者庁） * 2 等

* 2. 事故情報データバンクの参画機関は次のとおり。上記情報と一部重複する。

PIO-NET、製品評価技術基盤機構（NITE）、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、日本スポーツ振興センター、日本司法支援センター

(5) その他

- ・消費者安全調査委員会の意見への対応（消費者庁、各府省庁）
「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書
－体育館の床板の剥離による負傷事故－」（平成 29 年 5 月 29 日）
「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書
－玩具による乳幼児の気道閉塞事故－」（平成 29 年 11 月 20 日） 等

参考 2.

「周知・啓発方針」（平成 28 年度子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議決定）

「周知・啓発方針」に基づく周知・啓発活動を実施することにより、情報周知先の拡充、情報発信の集約化といった効果も期待される。

- 1) 対象年齢やテーマが関連する注意喚起等について、関係府省庁が共有を図り、連携した消費者向け広報活動を実施する
- 2) 他府省庁が作成する啓発資料の配布や周知ルートについて共有する
- 3) 関係府省庁間の子どもの事故情報の共有促進を図る

参考 3.

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議 開催状況

1) 平成 28 年度

平成 28 年 6 月 7 日

第 1 回 キックオフ（問題意識の共有等）

平成 28 年 11 月 2 日

第 2 回 関係省庁から取組事例等の報告、消費者庁の分析結果の報告

平成 29 年 3 月 28 日

第 3 回 今後の取組方針の確認

2) 平成 29 年度

平成 29 年 10 月 30 日

第 1 回 事故の発生傾向と取組状況等について、関係府省庁から報告

平成 30 年 3 月 27 日

第 2 回 平成 30 年度の取組方針の決定